

仕 様 書

- 1 業 務 名 令和8年度学校給食北部センター小荷物用昇降機保守点検業務
- 2 業務箇所 佐久市長土呂64-22 佐久市学校給食北部センター
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 4 業務概要 北部センターにおける小荷物用昇降機の性能維持のために必要な保守点検業務を実施する。
- 5 業務内容 1年に4回昇降機の点検を行ない、定期検査報告代行を行なう。
保守点検予定月 6月、9月、12月、3月
機種 小荷物専用昇降機 MF-200R-D30
2箇所停止用 1台
点検内容 巻上機、原動機、制御器、主索、出入口戸、籠、
各スイッチ、安全装置、レールなどの注油、
清掃並びに簡単な調整
異常通報があった場合は直ちに給食センターに急行し適切な処置をすること。
- 6 報 告 書 点検終了後は、速やかに報告書を作成して提出すること。
- 7 そ の 他
 - (1) 現場を十分確認のうえ、業務に必要な経費はすべて見積りに含めること。
 - (2) 受託者（以下「乙」という。）は、作業員に作業服、靴等を着用させ、上着には名札をつけさせること。
 - (3) 作業員は、事故防止及び建物、器物等の損害防止に努めなければならない。また、業務中に建物、器物等を損傷したときは、乙はその賠償の責を負うこと。
 - (4) 点検等業務に使用する機械・器具等は、すべて乙の負担とすること。
 - (5) 実施日時等は、事前に協議のうえ決定すること。
 - (6) 業務実施にあたり、労働安全衛生法関係法令に従い十分な安全管理を行い、各種事故、災害発生防止に万全を期すること。
 - (7) 業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
 - (8) 本仕様書に該当しない事項については、その都度協議のうえ実施すること。